

老人保健制度（平成20年3月まで）

- 老人保健制度は平成19年度で廃止されましたが、平成20年3月31日までに医療機関等で支払った医療費のうち、払い戻しの該当となる分については支払ってから2年間は支給が受けられます。
（高額医療費、補装具等の償還払い、移送費など）
- 平成20年3月診療分までに高額医療費の該当がある方で、まだ支給申請手続きをされていない方へは、市役所から通知をお送りしています。
- 支給要件については、平成20年4月からの後期高齢者医療制度と同様です。
（後期高齢者医療制度の項目をご覧ください）
- ご不明な点につきましては、下記までおたずねください。

問い合わせ先

○市民課保険年金班 電話 72-6111（内線117）